岐阜県職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条 知事の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例 例の一部を改正する条例 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条 の一部を改正する条例 岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例 岐阜県各種委員等給与条例の一部を改正する条例 岐阜県特別会計設置条例の一部を改正する条例 目 条 例 次 同 同 同 (財 同 入 政 事

課

五 五学

課

六

七六

部を改正する条例

岐阜県議会議員の議員報酬の月額の特例に関する条例の 改正する等の条例 岐阜県立学校以外の教育機関の設置に関する条例の一部を 岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例 岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条 岐阜県中山間地域等直接支払基金条例を廃止する条例 を改正する条例 国際たくみアカデミー 職業能力開発短期大学校条例の一部 ) 建 食農 食農 同 築 地 業

五〇

(研究開発課・商工政策課)

(環境生活政策課)

毎週 (高 労 龄 働 雇 福 用 祉 課 課 七七

岐阜県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正

岐阜県立職業能力開発校条例

岐

阜

県 公

報

号 外 する条例

岐阜県妊婦健康診査臨時特例基金条例の一部を改正する条

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

同 同

保

健

医

療

課

七

同

六

六 六

岐阜県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

岐阜県環境基本条例の一部を改正する条例

岐阜県新しい公共支援基金条例

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

同

町

村

課

九八七

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(市

平成二十三年三月二十三日

指 導 課

整

備

課

振 興

課

九八

— — 九 九

社会教育文化課)  $\overline{\circ}$ 

議 会 総 務 課)

 $\overline{\circ}$ 

金火曜日日 発行

、休日に当たる

岐阜県特別会計設置条例の一部を改正する条例(条例第三号)

岐阜県就農支援資金貸付特別会計を設置することとした。(別表関係)

一 この条例は、平成二三年四月一日から施行することとした。

岐阜県各種委員等給与条例の一部を改正する条例(条例第四号)

教育委員会委員、選挙管理委員、人事委員会委員、労働委員会委員及び収用委員会

委員の報酬を次のとおり改定することとした。 (別表関係)

委員長又は会長である委員 日額三八、一〇〇円

その他の委員 日額三一、九〇〇円

一 この条例は、平成二三年四月一日から施行することとした。

岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例(条

例第五号)

岐阜県職員定数条例の一部改正

県職員の定数を五一人減員することとした。

(内訳)

増員するもの

学 校

2

減員するもの

警察

八六 人 六 人

二九人

教育委員会の事務部局

員(都市建築部)を除く。

議会の事務部局

知事の事務部局 (情報科学芸術大学院大学及び企業会計職

岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部改正

市町村立学校職員の定数を八人増員することとした。

(内訳)

特別支援学校

三 この条例は、平成二三年四月一日から施行することとした。

八人

岐阜県職員の給与、 勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

(条例第六号)

自宅に係る住居手当を廃止することとした。(第一二条の五関係

間の算定に日曜日等の勤務時間を含めることとした。(第一四条関係 月六○時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当について、当該勤務に係る時

三 家畜保健衛生所に勤務する獣医師に係る家畜保健衛生業務手当を廃止することとし

た。 (第二〇条関係)

四 この条例は、平成二三年四月一日から施行することとした。

知事の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例 (条例第七号)

現下の厳しい財政状況に鑑み、知事の給料等の月額を次のとおり減額することとし

(本則関係)

00分の	く。) 公安委員会委員及び監査委員(常勤の監査委員を除	く。)公安委員会委員及び監査を
00分の  0	) 監查主義 (	副知事、教育長及び常勤の監査委員
100分の三0		知事
月額から減額する率給料の月額又は報酬の	分	☒

二(この条例は、平成二四年三月三一日限り、その効力を失うこととした。 (附則第二

項関係)

三 この条例は、一部の規定を除き、平成二三年四月一日から施行することとした。 岐阜県職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 (条例第八号)

の間において、職員の給料の月額を次のとおり減額することとした。 (本則関係) 現下の厳しい財政状況に鑑み、平成二三年四月一日から平成二四年三月三一日まで

	管理職		
その他の職員	次長級及び本庁課長級の職員	部長級の職員	分
100分6八	100分の10	100分の111	お料の月額から減額

その他の職員 課長補佐級の職員

二 この条例は、平成二三年四月一日から施行することとした。 岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第九号)

事務の一部を市町村が処理することとするために必要な事項を定めることとした。 市町村への権限移譲に伴い、次の分野における知事及び教育委員会の権限に属する

(別表第一及び別表第二関係)

- 環境・生活関係 (「旅券法」他二法令四八項目)
- 保健・福祉関係 (「母子及び寡婦福祉法」一項目)
- 商工・産業関係 (「商工会議所法」他二法令三八項目)
- 農地・農業関係 (「農地法」一四項目)
- 土地利用・都市計画関係(「駐車場法」他七法令六六項目
- 教育関係 (「岐阜県文化財保護条例」一三項目)

| この条例は、一部の規定を除き、平成二三年四月一日から施行することとした。

岐阜県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例(条例第一〇号 本人確認情報を利用できる事務として、児童福祉法による児童保護措置等に係る費

二(本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び提供に係る事務を定めることとし 用の徴収に関する事務等を追加することとした。 (別表第一関係

(第三条及び別表第二関係)

三 その他所要の規定の整備を行うこととした。

四 この条例は、平成二三年四月一日から施行することとした。

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例 (条例第一一号)

手数料を改定することとした。(別表第一関係) 計量証明検査手数料、紙・パルプ試験手数料、 機械・金属試験手数料及び電気試験

ぎふ技術革新センター 試験手数料を新たに徴収することとした。 (別表第一関係)

三 その他所要の規定の整理を行うこととした。

兀 岐阜県新しい公共支援基金条例 (条例第一二号) この条例は、一部の規定を除き、平成二三年四月一日から施行することとした。

することとした。 新しい公共支援事業に要する資金に充てるため、岐阜県新しい公共支援基金を設置 (本則関係

> この条例は、 公布の日から施行することとした。

岐阜県環境基本条例の一部を改正する条例 (条例第

清流月間を定めることとした。(第八条の二関係

〇〇分の四

〇〇分の五

この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例(条例第一四号)

成二五年一二月三一日に変更することとした。(附則第二項関係) 岐阜県消費者行政活性化基金条例が効力を失う日を平成二四年一二月三一日から平

一 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例 (条例第一五号)

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行

うこととした。 (別表第一関係)

一 この条例は、平成二三年四月一日から施行することとした

岐阜県妊婦健康診査臨時特例基金条例の一部を改正する条例 (条例第一六号

岐阜県妊婦健康診査臨時特例基金条例が効力を失う日を平成二三年三月三一日から

平成二四年九月三〇日に変更することとした。 ( 附則第二項関係)

この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例(条例第一七号)

い活動等に関する事業を加えることとした。 (第一条関係) 岐阜県介護基盤緊急整備等臨時特例基金の対象事業に地域における日常的な支え合

一 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県立職業能力開発校条例 (条例第一八号)

「 職業能力開発促進法」に基づき、職業能力開発校を次のとおり設置することとし

た。 (第一条及び第二条関係)

木工芸術スクール	国際たくみアカデミー 職業能力開発校 美津	名称
高山市	美濃加茂市	位
		置

の額を次のとおり定めることとした。(第四条関係) 国際たくみアカデミー 職業能力開発校及び木工芸術スクールの普通課程の授業料等

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例 (条例第二二号)

金

額

五九

四〇〇円

二、二〇〇円

ゼ

六五〇円

築士木造建築士免許証書換え交付手数料等を新たに徴収し、二級建築士木造建築士免 許手数料の額を改定することとした。(別表第一関係) 二級建築士免許証又は木造建築士免許証の書換え交付等に要する費用として二 級建

関に収受させ、その収入とすることができることとした。(別表第二関係)

三 この条例は、平成二三年四月一日から施行することとした。

岐阜県立学校以外の教育機関の設置に関する条例の一部を改正する等の条例(条例第

三号)

及び岐阜県御嶽少年自然の家を廃止することとした。(第一条関係) 岐阜県伊自良青少年の家、岐阜県関ケ原青少年自然の家、岐阜県土岐少年自然の家

岐阜県伊自良青少年の家等使用料徴収条例を廃止することとした。 (第二条関係)

三 この条例は、平成二三年四月一日から施行することとした。

岐阜県議会議員の議員報酬の月額の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第

岐阜県議会議員の議員報酬の月額を減額する期間を一年間延長することとした。

二四号)

金

額

三三七

六〇〇円

V

000円

(本則関係

この条例は、 公布の日から施行することとした。

条

岐阜県特別会計設置条例の一部を改正する条例をここに公布する

岐阜県条例第三号

岐阜県知事

古

田

肇

平成二十三年三月二十三日

岐阜県特別会計設置条例の一部を改正する条例

する。 岐阜県特別会計設置条例(昭和三十九年岐阜県条例第五号)の一部を次のように改正

本則の表岐阜県地方独立行政法人資金貸付特別会計の項の次に次のように加える。

報

岐阜県就農支援資金貸付特別 | 農業経営に関する金融上の措置の改善のための農 務及び青年等の就農促進のための資金の貸付け等 業改良資金助成法等の一部を改正する法律 (平成 百二号)による農業改良資金の貸付けに関する業 正前の農業改良資金助成法 (昭和三十一年法律第 る就農支援資金の貸付けに関する業務 に関する特別措置法(平成七年法律第二号)によ 二十二年法律第二十三号)第一条の規定による改

附 則

この条例は、 平成二十三年四月一日から施行する。

2 助成法 (昭和三十一年法律第百二号) 第十二条第一項の規定に基づく岐阜県農業改良 する法律 (平成二十二年法律第二十三号) 第一条の規定による改正前の農業改良資金 資金貸付特別会計に属する権利及び義務は、改正後の岐阜県特別会計設置条例に基づ く岐阜県就農支援資金貸付特別会計に属するものとする。 農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正

岐阜県各種委員等給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十三日

( 5

岐阜県知事

肇

古

田

岐阜県条例第四号

岐阜県各種委員等給与条例の一部を改正する条例

岐阜県各種委員等給与条例(昭和二十三年岐阜県条例第四十八号)の一部を次のよう

に改正する。

第二条中「除く」の下に「。 以下「非常勤の委員等」という」を加え、「 及び費用弁

償」を削る。

を「で一月のうち」に、「場合」を「ものの当該月の報酬」に改める。 第三条第一項中「その額」を「前条に定める報酬の額」に、「の報酬は、 その月に」

第四条を次のように改める。

第四条 及び支給方法は、岐阜県職員等旅費条例 (昭和三十二年岐阜県条例第三十号) に定め 非常勤の委員等の費用弁償は、その職務のため旅行したときに支給し、 その額

第九条を次のように改める。

る知事等以外の者の例による。

第九条 常勤の監査委員の旅費の額及びその支給方法は、岐阜県職員等旅費条例に定め る知事等以外の者の例による。

附則第三項中「第九条及び別表」 を「第四条及び第九条」に改める。

別表を次のように改める。

別表 (第二条関係)

			第一条第一号こ掲げる
公安委員会委員	監風太旦天女員	以用委員会委員 選挙管理委員 会委員	
委員長である委員	月額	日額三二、九〇〇円日額三二、九〇〇円	委員長又は会長である委員 報酬

	第一条第							
	第一条第二号及び第三号に掲げる者							
:	に掲げる者			員会委員	内水面漁場管理委 会長である委員			
額	任命権者が知事と協議して定める	日額	その他の委員	日額	会長である委員	月額	その他の委員	月額
	と協議-			— 五		九〇、		_ _
	して定める	' 000円		五、000円		九〇、〇〇〇円		

附 則

この条例は、 平成二十三年四月一日から施行する。

こに公布する。 岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例をこ

平成二十三年三月二十三日

公

報

肈

岐阜県知事 古 田

岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

岐阜県条例第五号

(岐阜県職員定数条例の一部改正)

第一条 岐阜県職員定数条例 (昭和二十四年岐阜県条例第三十号)の一部を次のように 改正する。

四人」を「三、八八一人」に、「三、四四三人」を「三、四五三人」に、「一二一 を「一、〇五四人」に改め、同表合計の項中「一四、一二四人」を「一四、 の事務部局の項中「二八人」を「二七人」に改め、同表教育委員会の事務部局の項中 市建築部)を除く。)の項中「四、二八八人」を「四、一七四人」に改め、同表議会 「四三四人」を「四〇五人」に改め、同表学校の項中「五、三〇五人」を「五、三九 一人」に、「四、四九八人」を「四、五九〇人」に改め、同表警察の項中「三、八七 第二条第一項の表知事の事務部局 (情報科学芸術大学院大学及び企業会計職員 (都 を「二三人」に、「二、〇一六人」を「二、〇二三人」に、「一、〇五一人」 〇七三

号

人」に改める。

( 岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部改正

次のように改正する。 岐阜県市町村立学校職員定数条例 (昭和二十八年岐阜県条例第七号) の一部を

人」に改め、同表特別支援学校の項中「一二八人」を「一三六人」に、「一二一人」 第二条第一項の表小学校及び中学校の項中「一一、四八四人」を「一一、五〇七

改める。 を「一二九人」に改め、同表合計の項中「一二、三一四人」を「一二、三二三人」に

則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

ここに公布する。 岐阜県職員の給与、 勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を

平成二十三年三月二十三日

岐阜県知事 古 田

肇

岐阜県条例第六号

岐阜県職員の給与、 勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条

例第二十九号) の一部を次のように改正する。 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和三十二年岐阜県条

項第二号とする。 第三号中「前項第三号」を「前項第二号」に、「第一号」を「前号」に改め、同号を同 号のいずれにも該当する職員にあつては、当該各号」に改め、同項第二号を削り、同項 る職員でもあるものについては、第一号又は第二号に掲げる額及び第三号」を「当該各 三号を第二号とし、 第十二条の五第一項第一号中「第三号」を「次号」に改め、 同条第二項中「第一号又は第二号に掲げる職員のうち第三号に掲げ 同項中第二号を削り、第

三十四条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除 超えて」を「正規の勤務時間外に」に改め、「(第三十二条第一項、 第十四条第三項中「この項」を「この条」に改め、同条第四項中「正規の勤務時間を 第三十三条及び第

に応じ、当該各号に定める割合」に改め、同項に次の各号を加える。 
中前五時までの間である場合は、百分の百七十五)」を「次の各号に掲げる時間の区分む。)」の下に「及び前項」を加え、「百分の百五十(その勤務が午後十時から翌日のむ。)」の下に「及び前項」を加え、「百分の百五十(その勤務が午後十時から翌日の食規則で定める時間を除く。以下この条において同じ。)との合計」を、「含員会規則で定める時間を除く。以下この条において同じ。)との合計」を、「含く。)」を削り、「の時間」の下に「と、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務く。)」を削り、「の時間」の下に「と、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務

日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五) 正規の勤務時間外にした勤務の時間 百分の百五十 (その時間が午後十時から翌

場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合)を減じた割合委員会規則で定める割合(その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五)から第一項に規定する人事一 正規の勤務時間外にした勤務の時間 百分の百五十(その時間が午後十時から翌

に規定する人事委員会規則で定める割合を減じた割合二 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 百分の五十から第三項

岐

十一項を第二十項とし、第二十二項から第二十七項までを一項ずつ繰り上げる。号中「農業技術研究所」を「農業技術センター」に改め、同条中第二十項を削り、第二第二十条第四項第一号中「第二十五項」を「第二十四項」に改め、同条第十五項第二

十項第二号」に改め、同項を同条第五項とする。十一項第一号」を「前条第二十項第一号」を「前条第二十一項第一号」を「前条第二十一項第一号」に、「前条第二十一項第二号」を「前条第二十一項第一号に規定するものに限る。)の項中「前条第二改め、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、同条第六項の改め、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、同条第六項の第二十条の二第一項第七号中「前条第二十一項第一号」を「前条第二十項第一号」に

附則

7

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

知事の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十三日

岐阜県知事 古 田

肇

岐阜県条例第七号

知事の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例

こうにはここ。知事の給与等の特例に関する条例(平成二十一年岐阜県条例第四十一号)の一部を次知事の給与等の特例に関する条例(平成二十一年岐阜県条例第四十一号)の一部を次

第四条中「内水面漁場管理委員会委員を除く」を「報酬の額が月額で定められている

のように改正する。

| 附則第二項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め者に限る」に、「百分の十四」を「百分の十二」に改める。

వ<u>్</u>త

この条例は、平成二十三年附一則

公布の日から施行する。 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定は、

岐阜県職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十三日

岐阜県知事 古 田

肇

岐阜県条例第八号

岐阜県職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで」に改める。第一条中「平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで」を「平成二十

規則」を「給与規則」に改め、同項第二号中「百分の六」を「百分の十」に改め、同号年岐阜県人事委員会規則第六号」の下に「。以下「給与規則」という。」を加え、「同第二条第一項第一号中「百分の七」を「百分の十二」に改め、同号イ中「昭和三十二

岐阜県条例第九号

加え、同項に次の三号を加える。 遣条例」という。」を加え、同号ロ中「おいて」の下に「イに掲げる職員と同等な」を れているもの」に改め、「昭和六十三年岐阜県条例第五号」の下に「。以下「外国等派 「 給与規則第二十四条及び第二十四条の二に規定する管理職手当に係る区分が二種とさ イ中「給与条例第十条第一項の規定により管理職手当が支給される職にあるもの」を

次に掲げる職員 百分の八

当該管理職手当が支給されるべき職にあるものを含む。 り派遣された職員であって、 管理職手当が支給される職にあるもの(外国等派遣条例第二条第一項の規定によ 前二号に掲げる職員以外の職員であって、給与条例第十条第一項の規定により 同項の規定による派遣がなされないとした場合には

又はこれに相当する給与の支給を受けているもの 益的法人等に派遣されている職員のうち、当該公益的法人等において管理職手当 前二号に掲げる職員以外の職員であって、派遣法第二条第一項の規定により公

次に掲げる職員 百分の五

割合が百分の十以上の割合であるもの より期末手当基礎額の加算を受ける職員のうち、同項の人事委員会規則で定める 前三号に掲げる職員以外の職員であって、給与条例第二十三条第五項の規定に

る給料表の適用を受けるもの及び任期付研究員条例別表第二に規定する給料表の 適用を受けるもの 前三号に掲げる職員以外の職員であって、任期付研究員条例別表第一に規定す

岐

表の適用を受けるもの 前三号に掲げる職員以外の職員であって、任期付職員条例別表に規定する給料

五 前各号に掲げる職員以外の職員 百分の四

この条例は、 平成二十三年四月一日から施行する。

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十三日

岐阜県知事 古 田

肇

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第 次のように改正する 岐阜県事務処理の特例に関する条例(平成十二年岐阜県条例第四号)の一 部を

の一号を加える。 項中「関市」の下に「、美濃市」を加え、同表二十二の項中「美濃加茂市」の下に 六項」を「第二十九条第七項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次 「第二十九条第九項」に改め、 九条第十項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「第二十九条第八項」を は事業の休止若しくは廃止」を削り、同項第五号中「第二十九条第九項」を「第二十 「第十九条第一項」を「第十九条第二項」に改め、同表三十二の二の項第二号中「又 「、土岐市」を、「下呂市」の下に「、海津市」を加え、同表三十二の項第四号中 別表第一十八の三の項中「各務原市」の下に「、飛驒市」を加え、同表十八の四の 同号を同項第五号とし、同項第三号中「第二十九条第

法第二十九条第三項の規定により第一号の届出のあった事業の廃止又は休止の

届出を受けること。

四十五の項中「可児市」の下に「、下呂市、揖斐川町」を加え、同表四十七の項中第 号から第四号まで、第十三号から第十五号まで及び第十八号から第二十六号までに掲 中「、可児市」の下に「、本巣市」を加え、同表四十三の項中「事務の内容の欄第一 川町」を「、岐南町、揖斐川町、 に「、中津川市」を、「羽島市」の下に「、美濃加茂市、土岐市」を加え、「及び白 次に次の二号を加える。 十七号を第十九号とし、 の項中「関市」の下に「、美濃市」を、「飛驒市」の下に「、下呂市」を加え、同表 十六号、第十七号及び第二十七号に掲げるものにあっては」を削り、同表四十三の二 げるものにあっては土岐市、各務原市及び飛驒市、同欄第五号から第十二号まで、第 務原市、瑞穂市」を「土岐市、各務原市、瑞穂市、飛驒市」に改め、同表三十八の項 別表第一三十三の項中「高山市」を「大垣市、高山市」に改め、「多治見市」の下 第十四号から第十六号までを二号ずつ繰り下げ、第十三号の 白川町及び白川村」に改め、同表三十五の項中「各

4 法第百二十七条第二項の規定により適正計量管理事業所の指定の申請を受ける

別表第一四十七の項中「第十六号及び第十七号」を「第十八号及び第十九号」に改 15 法第百二十七条第三項の規定により計量管理の方法について検査を行うこと。

え、同表七十一の項及び七十二の項を次のように改める。 、「除く。)」の下に「、大垣市及び白川町(同欄第十四号及び第十五号に掲げるものにあっては岐阜市を除く。)」を加え、同表五十三の項中「美濃加茂市」の下に「、海津市」を加え、同表五十の四の項中「大垣市」の下に「、多治見市、関市」を加え、同表五十一の項中多治見市」を加え、同表五十の二の項中「養老町」の下に「、揖斐川町」を加え、同多治見市」を加え、同表五十一の項中で大垣市」の下に「、の下に「、の下に「、の下に「、の下に「、の下に「、の項中「養老町」の下に「、 」の下に「、 大垣市及び白川町(同欄第十四号及び第十五号に掲げる、「除く。)」の下に「及び白川町」を加え、「第十五号」を「第十七号」に改め、め、「除く。)」の下に「及び白川町」を加え、「第十五号」を「第十七号」に改め、

## 七十一及び七十二 削除

女かる。市」を「山県市、瑞穂市」に、「可児市、郡上市」を「可児市、飛驒市、郡上市」に市」を「山県市、瑞穂市」に、「山県市、下呂市」に、「山県別表第二二の項中「可児市、下呂市」を「可児市、飛驒市、下呂市」に、「山県

の下に「、北方町」を加える。別表第一十八の二の二の項中「大垣市」の下に「、関市、美濃市」を、「池田町」第二条(岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第一十八の二の二の項中「大垣市」を「岐阜市、大垣市、高山市」に改め、第三条 岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

「及び御嵩町」を「、御嵩町及び白川村」に改める。「郡上市」の下に「、下呂市」を、「海津市」の下に「、岐南町、笠松町」を加え、「美濃市」の下に「、羽島市」を、「可児市」の下に「、山県市、飛驒市、本巣市」を

岐

則

(施行期日)

(経過措置) 年七月一日から、第三条の規定は平成二十三年十月一日から施行する。 コープ の条例中第一条の規定は平成二十三年四月一日から、第二条の規定は平成二十三

市、岐南町及び笠松町が処理することとなるものを除く。次項において同じ。)に関三条の規定による改正後の同項に規定する事務のうち岐阜市、羽島市、山県市、本巣ー十八の二の二の項に規定する事務のうち北方町が処理することとなるもの並びに第う。)により市町村が処理することとなる事務(第二条の規定による改正後の別表第2 この条例による改正後の岐阜県事務処理の特例に関する条例(以下「新条例」とい

9

教育委員会が、それぞれ当該行為をしたものとみなす。いては、新条例の規定により当該事務を処理することとなる市町村の長又は市町村のの行為に係るこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の法令の適用につし、この条例の施行の際現にその効力を有する知事又は教育委員会がした処分その他

又は市町村の教育委員会に対しなされたものとみなす。それぞれ当該行為が、新条例の規定により当該事務を処理することとなる市町村の長員会に対してなされた申請その他の行為に係る施行日以後の法令の適用については、新条例により市町村が処理することとなる事務に関し、施行日前に知事又は教育委

岐阜県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十三日

岐阜県知事 古田

肇

岐阜県条例第十号

岐阜県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

表」を「別表第一」に改める。 第二条の見出し中「本人確認情報の利用」の下に「に係る事務」を加え、同条中「別

二条を加える。 第五条を第七条とし、第四条を第六条とし、第三条を第五条とし、第二条の次に次の

( 本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び提供に係る事務

知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法)

知事以外の執行機関への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。第四条(知事が行う法第三十条の八第二項の規定による保存期間に係る本人確認情報の

送信する方法じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に保存期間に係る本人確認情報をじて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に保存期間に係る本人確認情報を通規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通

気ディスク ( これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができ る物を含む。) を知事以外の執行機関に送付する方法 規則で定めるところにより、 知事から保存期間に係る本人確認情報を記録した磁

別表中第四号を第十四号とし、同号の前に次の二号を加える。

- 金の支給に関する事務であって規則で定めるもの 岐阜県心身障害者扶養共済制度条例 (昭和四十五年岐阜県条例第九号) による年
- 13 号)第二条第一項若しくは第三項の登録又は同条例第六条第二項の規定による届出 に関する事務であって規則で定めるもの 岐阜県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例(昭和六十年岐阜県条例第二十

別表中第三号を第十一号とし、第二号を第十号とし、同号の前に次の六号を加える。

条の七第一項の規定による届出に関する事務であって規則で定めるもの 採石法 (昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十二条の登録又は同法第三十二

- 5 類の写しの提出に関する事務であって規則で定めるもの 宗教法人法 (昭和二十六年法律第百二十六号) 第二十五条第四項の規定による書
- 6 払に係る債権の回収に関する事務であって規則で定めるもの 児童扶養手当法 (昭和三十六年法律第二百三十八号) による児童扶養手当の過誤 母子及び寡婦福祉法 (昭和三十九年法律第百二十九号) による貸付けに係る債権

県

公

報

- の規定による届出に関する事務であって規則で定めるもの の回収に関する事務であって規則で定めるもの 砂利採取法 (昭和四十三年法律第七十四号) 第三条の登録又は同法第九条第一項
- 第六十九条の四の規定による届出に関する事務であって規則で定めるもの 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第六十九条の二第一項の登録又は同法

別表中第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

- 用の全部又は一部の徴収に関する事務であって規則で定めるもの 児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号) 第五十六条第二項の規定による費
- 三条第一項、第十六条の二第一項若しくは第三項、第二十二条若しくは第二十三条 の規定による届出に関する事務であって規則で定めるもの 肥料取締法 (昭和二十五年法律第百二十七号) 第四条第一項の登録又は同法第十

別表に次の二号を加える。

号

別修学資金、高齢者住宅整備資金及び障害者住宅整備資金の貸与又は貸付けに係る 選奨生奨学金、高等学校奨学金、子育て支援奨学金、看護職員修学資金、看護特

債権の回収に関する事務であって規則で定めるもの

別表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。 県行造林の契約に関する事務であって規則で定めるもの

16

別表第二 (第三条関係)

和四十三年岐阜県条例第二十二号)によ教育委員会 1 岐阜県立高等学校授業料等徴収条例		事務
ウニ・混引が売りからの  授業料及び入学金の徴収に関する事務で	1	りに見りできるの徴収に関する事務であ授業料及び入学金の徴収に関する事務であ和四十三年岐阜県条例第二十二号)による・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
って規則で定めるもの		って規則で定めるもの
支援奨学金、地域改善対策奨学金、通学2 選奨生奨学金、高等学校奨学金、子奈	2	支援奨学金、地域改善対策奨学金、通学用選奨生奨学金、高等学校奨学金、子育て
課程修学奨励費の貸与に係る債権の回収品等助成金及び高等学校定時制課程通信	<b></b>	課程修学奨励費の貸与に係る債権の回収に品等助成金及び高等学校定時制課程通信制
関する事務であって規則で定めるもの		関する事務であって規則で定めるもの
監査委員 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七日		万自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)
する事務であって規則で定めるもの  第二百四十二条第一項の規定による請求に関	第	二百四十二条停一頁)見足こにる青文二月

附 則

この条例は、 平成二十三年四月一日から施行する。

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十三日

岐阜県条例第十一号

岐阜県知事 古 田

肇

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例 ( 平成二十一年岐阜県条例第十七号 ) の一部を次

( 13 )	平成 23	年3月	23 日		岐	阜	県	公	報			Ę	計外 (1	)
	性		9		 8 析					C T	クス線		5	
	性試験	New Text	热 攻 文 三 ノ	\	が対	トースクス		=	Л	' 	スエ線ッ	_	画像測定	
	ン	スーパーキセノ	<b>複製</b> たもの	でも複雑なもの	簡単なもの	クス線回折	Ø	極めて複雑なも	複雑なもの	やや複雑なもの	簡単なもの			複雑なもの
				- 一件 こ 件 こ つ	一件につき	一件につき		一件につき	一件につき	一件につき	一件につき		一件につき	一件につき
ニ すごとに で い 端数 を 満 た は 間 し し 、 増 に し 、 は に り に り に り に り に り も り も り も り も り も り	一時間を超えに試験時間が	五日	F = = = = = = = = = = = = = = = = = = =			五、五八〇		六八、六五〇	三五、三五〇	- 八 七00	- 0、三八0	○円を加えた額 回に満たない 回に満たない 回に満たない 正式 回に満たない のに満たない	が十回を超え四、○九○円	六、八七〇
		Γ									T			
顕 査 微 電 鏡 子	14 放 射電 走界			微 鏡	13 間 力原 顕子	12 金 属					11 工 县			
性分析) 住分析(定	イ SEM観察	測定 ナノスクラッチ	測定 カー・カー・カー・カー・カー・ナノインデント	田気制御有) 日 AFM観察 (雰	イ AFM観察	金属顕微鏡観察					工具顕微鏡観察		ェザーメーター	- , ,
一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき					一件につき		ー 件 に う き	
五の円を、簡のでとに一、九の一件のである。	四、七六〇	六 000	六 000	六、六八〇	五、五七〇	二、三九〇	額 円を加えた	とに	端数を増すご回に満たない	で五回又は五が十回を超え	に測定の回数円	額 円 で は つ で で い 端 間 円 で と に む い 端 数 を 描 た 二 増 た に	一時間を超えに試験時間が	えた額

、たる『影響に引き』(4)などを引うこのでは、これに、して三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

ポイント測定

一件につき

六

四八〇

( 岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部改正)

ように改正する。 ・ 岐阜県農林関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第三十号)の一部を次の

別表十七の表の次に次の一表を加える。

十七の二 畜産研究所において行う分析等に関する事務

料成分分析手数料 一試料につき おがりの名称 単位				
料成分分析手数料 一料成分分析手数料 一	八 四00	一胚につき	牛胚性判別手数料	三牛胚の性判別
一試料につき	1、11次0	試料につき	料カロテン含量測定手数	ロテン含量の測定 一 飼料中の カ
 単 位	一、二六〇	一試料につき	飼料成分分析手数料	一飼料の成分分析
i-	額 (円)	<b>単</b> 位	手数料の名称	事務の内容

岐阜県新しい公共支援基金条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十三日

岐阜県知事

古

田

肇

岐阜県条例第十二号

岐阜県新しい公共支援基金条例

(設置)

(以下「基金」という。)を設置する。第一条 新しい公共支援事業に要する資金に充てるため、岐阜県新しい公共支援基金

(積立て)

(管理) 第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

保管しなければならない。第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により

基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることがで

号 外 (1)

きる。

(運用益金の処理

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入 するものとする。

(繰替運用)

第五条(知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利

率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。 (目的外の取崩し)

第六条 四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。) が発生したときは、当該金融機関に 金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第 機関に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関に係る保険事故 (預 年法律第五十三号) 第二条第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。) として金融 四号) 第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法 (昭和四十八 対する債務 ( 借入金に係る債務及び保証契約に基づく債務をいう。 ) と当該預貯金等 に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。 知事は、基金に属する現金を預貯金等(預金保険法(昭和四十六年法律第三十

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成二十五年十二月三十一日限り、その効力を失う。

平成二十三年三月二十三日

岐阜県環境基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

岐阜県知事 古 田

肇

岐阜県条例第十三号

岐阜県環境基本条例の一部を改正する条例

岐阜県環境基本条例 (平成七年岐阜県条例第九号) の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の一条を加える。

(清流月間)

第八条の二 豊かで快適な環境の保全及び創出を図る上で森林から生み出される清流が 果たす役割の重要性に鑑み、清流についての関心と理解を深めるとともに、清流の保

清流月間は、毎年七月とする。

全に関する活動への参加意欲を高めるため、清流月間を設ける。

3 趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。 県は、清流の保全についての関心と理解を深めるための啓発活動その他清流月間の

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十三日

岐阜県知事 古 田

肇

岐阜県条例第十四号

岐阜県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

岐阜県消費者行政活性化基金条例 (平成二十一年岐阜県条例第三号)の一部を次のよ

うに改正する。

改める。 附則第二項中「平成二十四年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に

則

この条例は、 公布の日から施行する。

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十三日

岐阜県条例第十五号

岐阜県知事 古 田

肇

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

のように改正する。 岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例 (平成二十一年岐阜県条例第十九号) の一部を次

八中「第八条の三」を「第八条の三第一項」に改める。 十五条の二の六第一項」に改め、別表第一四十六の表十一の項第一号八及び同項第二号 別表第一三十三の表二十一の項及び二十二の項中「第十五条の二の四第一項」を「第

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

岐阜県妊婦健康診査臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十三日

岐阜県知事 古 田

肇

岐阜県条例第十六号

岐阜県妊婦健康診査臨時特例基金条例の一部を改正する条例

岐阜県妊婦健康診査臨時特例基金条例 (平成二十一年岐阜県条例第四号) の一部を次

のように改正する。

附則第二項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十四年九月三十日」に改める。

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十三日

岐阜県知事 古 田

肇

岐阜県条例第十七号

岐阜県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

の一部を次のように改正する 岐阜県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例(平成二十一年岐阜県条例第五十五号)

(

第一条中「整備事業」の下に「及び地域における日常的な支え合い活動等に関する事

業」を加える。

則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県立職業能力開発校条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十三日

岐阜県知事 古 田

肇

岐阜県条例第十八号

岐阜県立職業能力開発校条例

(設置)

第一条 職業能力開発促進法 (昭和四十四年法律第六十四号) 第十六条第一項の規定に

基づき、職業能力開発校(以下「開発校」という。)を設置する

(名称及び位置)

第二条 開発校の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

木工芸術スクール高山市国際たくみアカデミー職業能力開発校美濃加茂市	名称	位置
	国際たくみアカデミー職業能力開発校	美濃加茂市
	木工芸術スクール	

(学科)

第三条 国際たくみアカデミー職業能力開発校に自動車エンジニア科、 及び住宅建築科を、木工芸術スクールに木工・建築意匠科を置く 設備システム科

(授業料、入校試験料及び入校金)

第四条 開発校の普通課程の授業料、入校試験料及び入校金 (以下「授業料等」とい

う。)の額は、次の表のとおりとする。

金額

区分

第八条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 第六条 既納の授業料等は、返還しない。ただし、知事が特別の理由があると認めると らない。 除し、又は第五条に規定する納入期限(入校試験料に係るものを除く。)を延長する きは、その全部又は一部を返還することができる。 でに、後期にあっては十月三十一日までに納入しなければならない ことができる。 授業料 (免除等) (委任) (授業料等の納入期限) 入校金 入校試験料 則

年額 五九、 二、二〇〇円 四〇〇円

Ę

六五〇円

第五条 授業料は、毎年度四月一日から九月三十日まで(以下「前期」という。)及び の期において授業料の年額の二分の一に相当する額を、前期にあっては四月三十日ま 十月一日から三月三十一日まで(以下「後期」という。) の二期に区分し、それぞれ

2 入校試験料は入校願書を提出する際に、入校金は入校手続の際に納入しなければな

第七条 知事は、特別の理由があると認めるときは、授業料等の全部若しくは一部を免

(施行期日)

に関する部分並びに第四項の規定は、平成二十三年四月一日から施行する。 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。 ただし、入校試験料及び入校金

(経過措置

2 徴収しない。 平成二十三年度以前の入校者に係る授業料については、第四条の規定にかかわらず、

(岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

3 岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年岐阜県条例第一号)の

号 外

(1)

部を次のように改正する。

別表第一中

=	ト匚芸肟スフーレ
美濃加茂市	高山市
する職業能力開発校五条の六第一項第一号に規定十四年法律第六十四号)第十	職業能力開発促進法 ( 昭和四
 · を 削る。	

( 岐阜県証紙条例の一部改正)

4

岐阜県証紙条例 (昭和三十九年岐阜県条例第六号)の一部を次のように改正する。 別表に次の一号を加える。

|岐阜県立職業能力開発校条例 (平成二十三年岐阜県条例第十八号) 第四条の規

定による入校試験料

国際たくみアカデミー 職業能力開発短期大学校条例の一部を改正する条例をここに公

布する。

平成二十三年三月二十三日

岐阜県条例第十九号

岐阜県知事 古 田

肇

国際たくみアカデミー 職業能力開発短期大学校条例の一部を改正する条例

国際たくみアカデミー 職業能力開発短期大学校条例 ( 平成十五年岐阜県条例第四十一

号)の一部を次のように改正する。

入学試験料の項中「一七、〇〇〇円」を「一八、〇〇〇円」に改める 第三条の表授業料の項中「一一八、八〇〇円」を「二三七、六〇〇円」に改め、同表

則

(施行期日)

の項の改正規定は、平成二十三年四月一日から施行する この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第三条の表入学試験料

2

平成二十三年度以前の入学者に係る授業料の額は、改正後の第三条の規定にかかわ

附

則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

なお従前の例による。

3 の規定の適用については、同条の表中「二三七、六〇〇円」とあるのは、「一七八、 一〇〇円」とする。 平成二十四年度及び平成二十五年度の入学者に係る授業料に関する改正後の第三条

岐阜県中山間地域等直接支払基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十三日

岐阜県条例第二十号

肈

岐阜県知事

古 田

す る。 岐阜県中山間地域等直接支払基金条例 (平成十二年岐阜県条例第二十四号) は、 廃止

岐阜県中山間地域等直接支払基金条例を廃止する条例

平成二十三年三月二十三日

岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

岐

岐阜県知事

古 田

肈

岐阜県条例第二十一号

岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

のように改正する 岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例 (昭和三十三年岐阜県条例第四号) の一部を次

次のように加える。 総合整備事業」を「中山間地域総合整備事業」に改め、同表たん水防除事業の項の次に 第四条第一項の表中山間地域農村活性化総合整備事業の項中「中山間地域農村活性化

基幹水利施設保全管理対策事業

百分の四十

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。附則

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十三日

岐阜県知事 古 田

肇

岐阜県条例第二十二号

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

ように改正する。 岐阜県土木関係手数料徴収条例 (平成二十一年岐阜県条例第三十三号) の一部を次の

のように加える。 き」を「一件につき」に、「一八、〇〇〇」を「一九、二〇〇」に改め、同項の次に次 別表第一三の表一の項中「第四条第二項」の下に「又は第三項」を加え、「一通につ

別表第一三の表七の項を削る。

別表第二一の項を次のように改める。

に関する事務	法	項において	(以下この	一建築士法
免許証書換え交付手数料2 二級建築士木造建築士			免許手数料	1 二級建築士木造建築士
都道府県指定登録機関	関」という。)	項において「都道府県指定登録機	都道府県指定登録機関(以下この	法第十条の二十第一項に規定する

1) (岐阜県	岐阜県条例	平 成	公布する。	阜この条例は、附則	県 公	報		平成 23 年 3	3月23日 (20)
第二条の表岐阜県伊自良青少年の家の項から岐阜県御嶽少年自然の家の項までを削四号)の一部を次のように改正する。一条(岐阜県立学校以外の教育機関の設置に関する条例(昭和三十六年岐阜県条例第(岐阜県立学校以外の教育機関の設置に関する条例の一部改正)		平成二十三年三月二十三日	学校以外の教育機関の設置に関する条	は、平成二十三年四月一日から施行する。則	事務所登録簿更新手数料8 二級建築士木造建築士	7 一級建築士事務所登録	事務所登録簿登録手数料6 二級建築士木造建築士	第登録手数料 5 一級建築士事務所登録	3 二級建築士木造建築士 就験手数料 試験手数料
(M) では、 (M)	る条列の一部を攻圧する等の条列	岐阜県知事古田	布する。 岐阜県立学校以外の教育機関の設置に関する条例の一部を改正する等の条例をここに	<b>ଁ</b>	指定事務所登録機関	指定事務所登録機関	指定事務所登録機関	関」という。) 類において「指定事務所登録機項において「指定事務所登録機関(以下この法第二十六条の三第一項に規定す	う。) お道府県指定登録機関
			この条例は、公布の日から施行する。	ニの	岐阜県議会議員の議員報酬の月額の特例に関する条例(平成二十二年岐阜県条例第三  岐阜県議会議員の議員報酬の月額の特例に関する条例の一部を改正する条例	岐阜県条例第二十四号		公布する。  以布する。  岐阜県議会議員の議員報酬の月額の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに	この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

平成二十三年三月二十三日発行

発 発 行 行 所 者

岐阜市薮田南二丁目一番一号

庁 県

編

集

各務原市テクノプラザー ー ブイ・アール・テクノセンター